

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後								
1	<p>（環境性能割の課税免除を受けることができる者）</p> <p>第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（法第145条第3号の自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>（1） <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車</u> 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る<u>同法第12条の規定による登録をした者</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げる自動車以外の自動車</u> <u>道路運送車両法</u>の規定による自動車検査証記録事項（同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）の変更（当該自動車譲渡した場合に限る。）をした者若しくは自動車検査証の返納をした者又は<u>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。）をした者若しくは返納をした者</u></p>	<p>（環境性能割の課税免除を受けることができる者）</p> <p>第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>環境性能割の免除を受けた自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条の規定による登録をした者</u></p> <p>（2） <u>軽自動車税の環境性能割の減免を受けた三輪以上の軽自動車に関し、道路運送車両法第67条の規定による自動車検査証記録事項（同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）の変更（当該軽自動車を譲渡した場合に限る。）をした者又は同法第69条の規定により自動車検査証の返納をした者</u></p>								
2	<p>（環境性能割に係る書類の様式等）</p> <p>第94条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第1号の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車次表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>自動車</th><th>書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を</td><td>(1) [略] (2) 次のいずれかの書類 ア <u>通学、通所、通院又は通勤に使用する場合にあっては、その事実を証明する書類であって別に定めるもの</u> イ <u>生業に使用する場合にあ</u></td></tr></tbody></table>	自動車	書類	1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を	(1) [略] (2) 次のいずれかの書類 ア <u>通学、通所、通院又は通勤に使用する場合にあっては、その事実を証明する書類であって別に定めるもの</u> イ <u>生業に使用する場合にあ</u>	<p>（環境性能割に係る書類の様式等）</p> <p>第94条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項第1号の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車次表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>自動車</th><th>書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）の<u>通学、通所、通院、通勤又は生業</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	自動車	書類	1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）の <u>通学、通所、通院、通勤又は生業</u>	[略]
自動車	書類									
1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を	(1) [略] (2) 次のいずれかの書類 ア <u>通学、通所、通院又は通勤に使用する場合にあっては、その事実を証明する書類であって別に定めるもの</u> イ <u>生業に使用する場合にあ</u>									
自動車	書類									
1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）の <u>通学、通所、通院、通勤又は生業</u>	[略]									

一にする者が運転する自動車	<u>っては、使用する理由及び使用状況を記録した書類</u>	<u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車</u>	
2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1)・(2) [略] (3) <u>運行状況を記録した書類</u> <u>(常時介護する者が、申請者のために少なくとも1年以上の期間にわたり1週間のうち3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。)</u> (4) <u>1の項の(2)に掲げるいずれかの書類</u>	2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の <u>通学、通所、通院、通勤又は生業</u> のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1)・(2) [略]
5～8 [略]		5～8 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。